

平成20年度の財政健全化判断比率と 資金不足比率をお知らせします

平成20年4月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が一部施行されました。この法律は「早期健全化」と「財政再生」の2段階で自治体の財政悪化をチェックするしくみを定めており、平成19年度決算から毎年度、次の4つの指標値を監査委員の審査に付し議会に報告したうえで、公表することとされています。

健全化判断比率と資金不足比率

健全化判断比率	
・実質赤字比率	一般会計等の赤字の状況を表す指標
・連結実質赤字比率	一般会計等に簡易水道や下水道などの会計を加えた全会計の赤字の状況を表す指標
・実質公債費比率	地方債（村の借金）の単年度返済額の負担の重さを表す指標
・将来負担比率	地方債の残高や公社・第三セクターにかかる債務など、将来負担しなければならない負債の大きさを表す指標
公営企業 資金不足比率	公営企業ごとの赤字の状況を表す指標

平成20年度決算に基づく各指標値

（単位：％）

	本村の健全化判断比率等	早期健全化基準	財政再生基準
・実質赤字比率	(-) -	15.0	20.0
・連結実質赤字比率	(-) -	20.0	40.0
・実質公債費比率	(24.9) 24.6	25.0	35.0
・将来負担比率	(144.1) 96.7	350.0	-
公営企業 資金不足比率	簡易水道事業 (-) - 下水道事業 (-) -	20.0	-

実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業資金不足比率については、収支が黒字のため算定されず「-」で表示しています。又、()は平成19年度指標値です。

健全化判断比率から見た村の財政は

普通会計の実質赤字比率、全会計の連結実質赤字比率は共に黒字で財政は健全な段階です。公営企業（簡易水道と下水道事業）も資金不足は無く健全です。

実質公債費比率については、ふるさとセンター建設に係る地方債や公的資金の繰上償還により、昨年度から0.3%減少しました。今後も更なる繰上償還の実施や、地方債発行は必要最小限に止めること等により、平成25年度には18%以下（以上は、地方債発行に許可が必要）を目指します。

又、将来負担比率も行財政改革の推進や地方債の元利償還金の減少により、昨年度から47.4%と大きく減少し、今後もその状況を推移していきます。